3　この協定のいかなる規定も、両締約者の任意規格又は強制規格を相互に受け入れることを求めるものではない。

4　各締約者は、それぞれの権限のある当局が引き続き能力を有し、及びこの協定に基づく責任を果たすことを確保する。

第五条　規制上の権限の保全及びセーフガード措置

1　この協定のいかなる規定も、締約者の次の権限を制限するものと解してはならない。

(a)　立法上、規制上及び行政上の措置により、当該締約者が安全性及び環境のために適当と認める保護の水準を決定すること。

(b)　この協定の対象となる民間航空製品、サービス又は行為が次のいずれかの事項に該当する相当のおそれがある場合には、適当なかつ即時の全ての措置をとること。

(i)　安全性を低下させ、又は環境を悪化させること。

(ii)　当該締約者の立法上、規制上又は行政上の関係する措置に適合しないこと。

(iii)　その他この協定の関係する附属書に定める要件を満たさないこと。

2　いずれかの締約者が1(b)の規定に従って措置をとる場合には、当該締約者は、他方の締約者に対し、当該措置をとった後十五執務日以内にその理由を示して書面により通報する。

3　この条の規定に従ってとられる措置は、この協定の違反を構成しない。

第六条　連絡

1　両締約者は、この協定の実施に関する連絡のための連絡部局を指定し、及び相互に通報する。全ての連絡は、英語によるものとする。

2　両締約者は、この協定の効力発生の後は、権限のある当局の一覧表を相互に通報し、及びその後は必要となったときにその都度、更新された一覧表を相互に通報する。

第七条　透明性、規制に関する協力及び相互支援

1　各締約者は、この協定に関連する自己の法令及びその重要な変更について他方の締約者が随時通報を受けることを確保する。

2　両締約者は、自己の関連する法令、基準及び要件並びに証明書の交付のための制度の重要な修正案（この協定に影響を及ぼすおそれのあるものに限る。）を可能な限り相互に通報する。両締約者は、可能な限り、当該修正案に対して意見を述べる機会を相互に与え、及び当該意見に妥当な考慮を払う。

3　各締約者の権限のある当局は、安全性に関する問題を調査し、及び解決するため、適当な附属書に定めるところによりそれぞれの監督活動に他方の締約者の権限のある当局がオブザーバーとして参加することを認めることができる。

4　各締約者の権限のある当局は、自己の監督の対象となる規制を受ける事業体への他方の締約者の権限のある当局の阻害されることのないアクセスを認めることを目的として、監視及び検査のため、必要な場合には、当該他方の締約者の権限のある当局を支援する。

5　各技術機関は、他方の締約者の適合性認定の過程の信頼性に対する各締約者による継続的な信頼を確保するため、この協定の附属書に定める手続に従い、他方の技術機関の監督活動にオブザーバーとして参加することができる。

第八条　安全性に関する情報の交換

両締約者は、第十条の規定の適用を妨げることなく、かつ、自己の関係法令に従って次の事項を行う。

(a)　要請に基づき、かつ、適時に、この協定の附属書の対象となる民間航空製品、サービス又は行為に関連する事故、重大な事態又は事象に関する情報であって自己の技術機関が利用可能なものを相互に提供すること。

(b)　安全性に関する他の情報であって両技術機関が決定するものを交換すること。

第九条　執行活動における協力

両締約者は、要請がある場合には、関係法令及び必要とされる資源の利用可能性に従い、この協定の対象となる法令に対する違反の疑いについての調査又は執行活動における相互の協力及び支援を技術機関又は権限のある当局を通じて提供する。さらに、各締約者は、相互の利益が関係する場合には、他方の締約者に対しあらゆる調査について速やかに通報する。

第十条　データ及び情報の秘密性及び保護

1　各締約者は、自己の法令に従い、この協定に基づいて他方の締約者から受領したデータ及び情報の秘密性を保持する。当該データ及び情報を受領する締約者は、この協定の目的のためにのみ、当該データ及び情報を利用することができる。

2　両締約者は、特に、それぞれの法令に従い、この協定に基づいて他方の締約者から受領した営業上の秘密、知的財産、商業上若しくは財政上の秘密の情報、財産的価値を有するデータ又は現に行われている調査に関する情報に該当するデータ及び情報を、公衆を含む第三者に開示してはならず、また、自己の権限のある当局が公衆を含む第三者に開示することを認めてはならない。このため、当該データ及び情報は、秘密のものとする。

3　一方の締約者又はその権限のある当局は、他方の締約者又はその権限のある当局に対してデータ又は情報を提供する際に、秘密のものであって開示の対象とならないとするデータ又は情報を指定することができる。この場合において、当該一方の締約者又はその権限のある当局は、当該データ又は情報を秘密のものとして明示する。

4　一方の締約者は、他方の締約者又はその権限のある当局が3の規定に従って行う指定に同意しない場合には、この問題に対処するため、第十六条の規定に従って当該他方の締約者との協議を要請することができる。

5　各締約者は、この協定に基づいて受領したデータ及び情報を許可されていない開示から保護するために必要な全ての合理的な予防措置をとる。

6　この協定に基づいて他方の締約者からデータ及び情報を受領する締約者は、その受領を理由として当該データ及び情報の財産権を取得しない。

第十一条　両締約者の合同委員会

1　この協定の効果的な実施について責任を負う機関として、各締約者の代表で構成する合同委員会を設置する。合同委員会は、決定及び勧告をコンセンサス方式によって行う。合同委員会は、いずれかの締約者の要請に基づいて両締約者の共同議長の下で一定の間隔で会合する。

2　合同委員会は、この協定の実施に関する全ての事項を検討することができる。合同委員会は、特に次の事項について責任を負う。

(a)　この協定の実施に関する両締約者間の問題を解決すること。

(b)　この協定の実施を促進するための方法を検討し、及び適当な場合には、第二十条の規定に基づくこの協定の改正のための勧告を両締約者に行うこと。

(c)　第二十条7の規定に従い、新たな附属書を採択し、又は現行の附属書を改正し、若しくは削除すること。

(d)　適当な場合には、第三条に掲げる全ての分野における協力についての作業手続に関する決定を行うこと。

3　合同委員会は、この協定の効力発生の後一年以内に、自己の手続規則を作成し、及び採択するよう努める。

第十二条　費用回収

各締約者は、その行為がこの協定の対象となる法人又は自然人に対して締約者又はその技術機関が課する手数料又は課徴金が、公正かつ合理的で提供されたサービスに応じたものであり、及び貿易に対する障害を生じさせないものであることを確保するよう努める。